

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

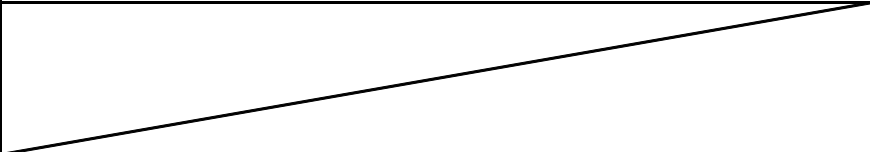
1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	滋賀県
3. 市区町村名	草津市
4. 届出番号	29
5. 独自利用事務の事例番号	116-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/mynumber/dokuziriyou_todokede.html

執行機関名 草津市長

知事等(教育委員会)が行う子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給または地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの(預かり保育・保育延長)
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第2 第2の項 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給または地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第1条	草津市預かり保育および延長保育の実施に関する費用徴収条例(平成27年草津市条例第32号)第1条、第2条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが<u>健やかに成長することができる社会の実現に寄与</u>することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、市立幼稚園(草津市立幼稚園条例(昭和30年草津市条例第22号。以下「幼稚園条例」という。)第4条第1項の幼稚園型認定こども園(以下「市立幼稚園型認定こども園」という。)を含む。以下同じ。)、市立保育所および市立幼保連携型認定こども園において実施する幼稚園条例第8条第1項および草津市幼保連携型認定こども園条例(平成27年草津市条例第34号。以下「認定こども園条例」という。)第8条第1項の預かり保育(以下「預かり保育」という。)ならびに草津市保育所設置条例(昭和46年草津市条例第8号。以下「保育所条例」という。)第6条第1項および認定こども園条例第9条第1項の延長保育(以下「延長保育」という。)の保育料を徴収することについて必要な事項を定めるものとする。 第2条 市長は、市立幼稚園または市立幼保連携型認定こども園で預かり保育が実施されたときは、当該預かり保育を利用する子どもの保護者から預かり保育の保育料を徴収する。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>草津市預かり保育および延長保育の実施に関する費用徴収条例(平成27年草津市条例第32号) 草津市常時利用預かり保育の保育料の減免に関する規則(平成27年草津市規則第20号)</p>